

第8回入間市指定管理者候補選定委員会会議録

- 1 日 時 平成25年10月11日（金）午後3時25分～3時50分
- 2 場 所 501 会議室
- 3 出席者 委員長 副市長 友山宏一
- 委 員 企画部長 西勝啓祐、総務部長 石川定夫、浅見喜代治、齋藤秀雄
環境経済部長 石川 仁（農村環境改善センターを所管する部長）、
市民部長 大野 勉（産業文化センター、市民会館を所管する部長）、
福祉部長 田中利之（黒須保育所、扇台福祉作業所を所管する部長）
生涯学習部長 岩田武利（体育施設を所管する部長）
- 所管課 農政課 課長 長谷川功、主幹 片寄貴之
自治文化課 課長 鳥山政之、主幹 関谷佳代子
児童福祉課 課長 布施川利夫、副参事 築地延恭、主幹 晝間忠利、
主任 宮崎秀代
障害福祉課 課長 鈴木浩昭、主幹 須田美菜子
体育課 課長 峯岸正志、主幹 関根祥弘
- 事務局 企画部次長 加藤保夫、企画課 課長 長谷川芳明、主幹 藤田拓也、

4 議 事

議 題

- (1) 集計結果及び指定管理者候補の決定について
- (2) 今後のスケジュール説明

(1) 集計結果及び指定管理者候補の決定について

委員長： 集計結果について事務局より説明する。

事務局： 委員全員から審査票が提出され、その結果を指定管理者候補選定委員会審査集計表にまとめた。施設ごとに各審査項目に対する各委員の得点と平均を評点として記載してある。右下の数字が合計の評点である。施設ごとに報告する。

入間市立黒須保育所の応募者「社会福祉法人樹人会」については、審査項目が9項目あり、45点満点、合格ライン27点のところ、評点37.5点であった。

入間市扇台福祉作業所の応募者「社会福祉法人入間市社会福祉協議会」については、審査項目が9項目あり、45点満点、合格ライン27点のところ、評点38.4点であった。

入間市農村環境改善センターの応募者「公益財団法人入間市振興公社」については、審査項目が10項目あり、50点満点、合格ライン30点のところ、評点41.8点であった。

入間市産業文化センターの応募者「公益財団法人入間市振興公社」については、審査項目が10項目あり、50点満点、合格ライン30点のところ、評点43.3点であった。

入間市市民会館の応募者「公益財団法人入間市振興公社」については、審査項目が10項目あり、50点満点、合格ライン30点のところ、評点43.2点であった。

体育施設の応募者「公益財団法人入間市振興公社」については、審査項目が10項目あり、50点満点、合格ライン30点のところ、評点41.5点であった。

いずれも合格ラインの27点または30点を超えており、また一人でも1点がついた項目がある場合には審議をすることとしていたが、どの委員も1点をつけた項目はなかった。以上、報告する。

委員長： 報告があったとおり、すべての応募者が合格ラインを超えていた。また、1点をつけた委員もいなかったということだが、集計結果について確認したいこと等はあるか。

委員長： 無ければ、集計結果を踏まえ、施設ごとに指定管理者候補を決定していく。

入間市立黒須保育所については、社会福祉法人樹人会を指定管理者候補として決定してよいか。

全委員： 異議なし。

委員長： 入間市立黒須保育所の指定管理者候補を社会福祉法人樹人会に決定する。

入間市扇台福祉作業所については、社会福祉法人入間市社会福祉協議会を指定管理者候補として決定してよいか。

全委員： 異議なし。

委員長： 入間市扇台福祉作業所の指定管理者候補を社会福祉法人入間市社会福祉協議会に決定する。

入間市農村環境改善センター、入間市産業文化センター、入間市市民会館、体育施設については、応募者が同一の公益財団法人入間市振興公社であるため、一括して問う。この4施設については、公益財団法人入間市振興公社を指定管理者候補として決定してよいか。

全委員： 異議なし。

委員長： 入間市農村環境改善センター、入間市産業文化センター、入間市市民会館、体育施設の指定管理者候補を公益財団法人入間市振興公社に決定する。

(2) 今後のスケジュール

委員長： 今後のスケジュールについて事務局より説明する。

事務局： 来年4月に次期指定期間が始まるまでのスケジュールを説明します。本日、6施設の次期指定管理者候補が選定されたので、委員会は今回で終了となる。今後

は、事務局である企画課と各所管課において、次のとおり事務を進めていく。

- ・ 指定管理者候補決定についての市長決裁 【企画課】
- ・ 選定結果の通知（企画課から所管課へ） 【企画課】
- ・ 選定結果の通知（所管課から各法人へ） 【所管課】
- ・ 公式ホームページで会議録・選定結果の公表 【企画課】
- ・ 教育委員会に報告 【体育課】
- ・ 庁議で協議事項として諮る 【所管課】
- ・ 議案提出（12月議会） 【所管課】
- ・ 告示「指定管理者の決定」 【所管課】
- ・ 指定管理者との協定書締結 【所管課】
- ・ 広報いるま（3月1日号）及び公式ホームページで公表 【企画課】

以上を経て、平成26年4月から次期の管理期間が開始される。

委員長： 今後のスケジュールについて質問がなければ、議事を終了する。

以上